

1. 都道府県に期待される市町村支援の内容

本編では、成年後見制度利用促進法や国基本計画の中で書かれている都道府県に期待される市町村支援の内容を整理するとともに、実際に都道府県が行っている市町村支援の事例を掲載しています。

(1) 成年後見制度利用促進法、国基本計画

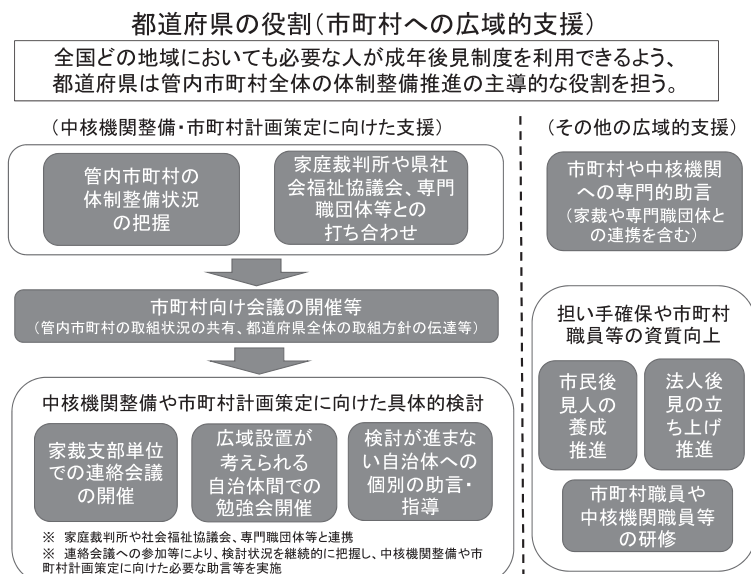
○成年後見制度利用促進法第15条（都道府県の講ずる措置）では、「都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。」とされています。

○また、成年後見制度利用促進法第5条（地方公共団体の責務）では、地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。

家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待されます。

○都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、全国どの地域に住んでいても、制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指すために積極的な支援を行うことが期待されます。

○具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待されます。



（厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料（平成31年3月5日）

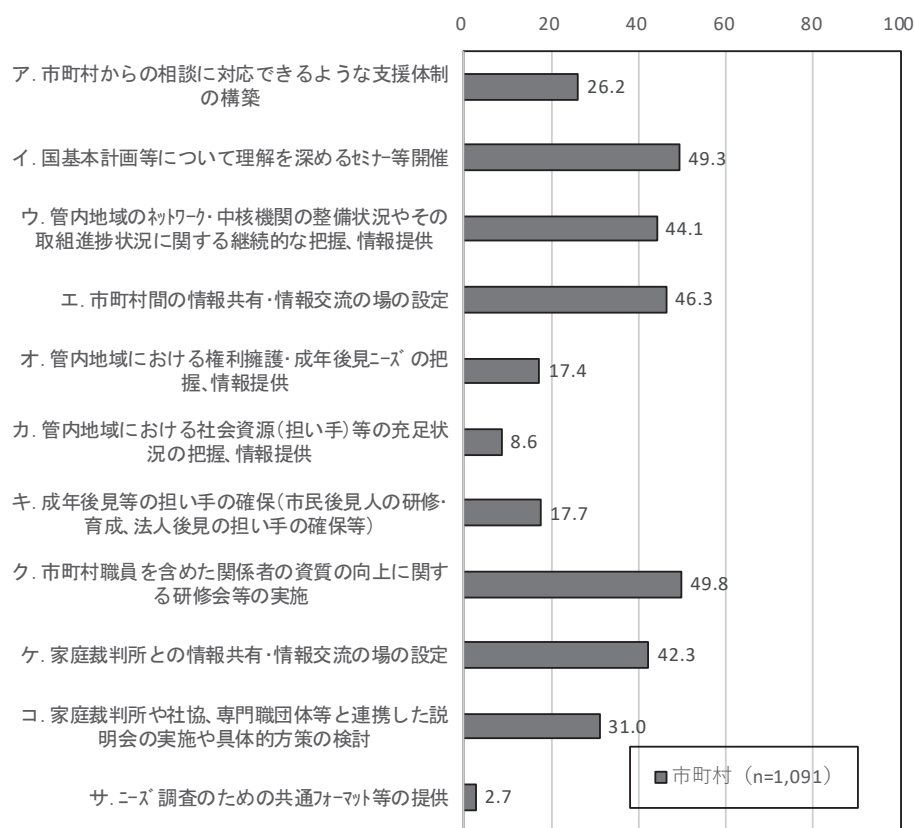
資料4 地域福祉課／地域福祉課生活困窮者自立支援室／地域福祉課消費生活協同組合業務室（p.98）より抜粋。）

(2) 本事業アンケート調査結果からみえる、市町村から都道府県への期待

①市町村は、都道府県から複数の内容の支援を受けていると回答している。

平成30年10月までに、市町村が都道府県から受けている支援内容をみると、「市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する研修会等の実施（49.8%）」、「国基本計画等について理解を深めるセミナー等開催（49.3%）」等、複数の項目について、4割から5割の市町村が「都道府県から支援を受けている」と回答しています。

平成30年10月までに、市町村が都道府県から受けている支援内容 （※「受けている」という回答のみ抜粋。）

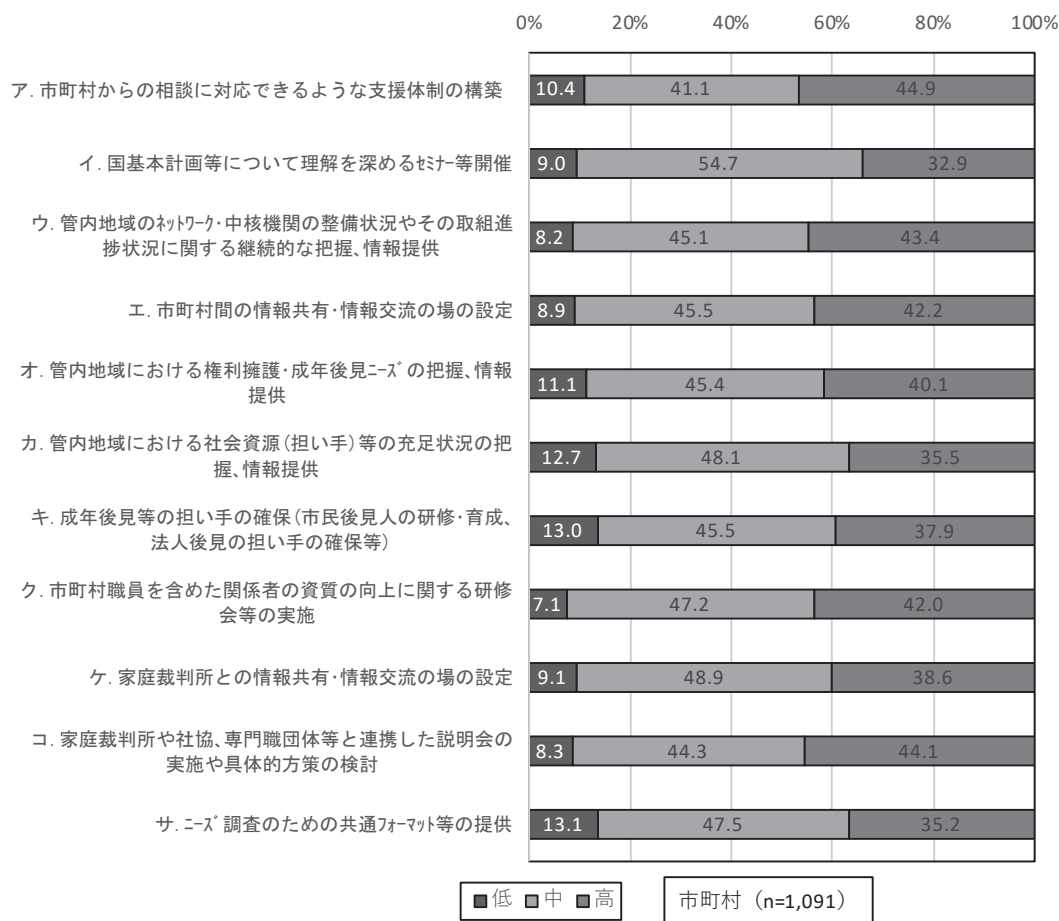


※回答結果の詳細は、『「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業」報告書』（平成31（2019）年 3月、一般財団法人 日本総合研究所）を参照。

②市町村から都道府県に対する期待は大きい。

今後、期待する都道府県からの支援内容については、選択肢のすべての項目で期待度が高くなっています（期待度「高」と「中」の合計値が、すべての項目で8割を超えている）。

今後、期待する都道府県からの支援内容（期待度）



※回答結果の詳細は、『「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業」報告書』（平成31（2019）年 3月、一般財団法人 日本総合研究所）を参照。

2. 都道府県が行っている市町村支援の例

本稿では、ヒアリング調査から得られた各都道府県・都道府県社協による市町村支援の例を紹介します。

いずれも、今後、多くの都道府県が市町村支援を行うにあたってのヒントを学ぶことのできる事例です。ご活用ください。

＜ヒアリング調査から聞き取りを行った都道府県が行っている市町村支援の例＞

本手引きにおける項目 (国資料※の項目との対応関係)	国が示している「都道府県の役割 (市町村への広域的支援)」※	自治体名	該当ページ
・市町村や中核機関への専門的助言体制の整備	・市町村や中核機関への専門的助言（家裁や専門職団体との連携を含む）	北海道・北海道社会福祉協議会	p.71
・家裁支部単位、保健福祉圏域での連絡会議や勉強会等の開催	・家裁支部単位での連絡会議の開催	埼玉県・埼玉県社会福祉協議会	p.73
		神奈川県・神奈川県社会福祉協議会	P.76
・市町村申立てに関する研修、マニュアル等の作成	—	神奈川県・神奈川県社会福祉協議会	p.79
・市町村職員や中核機関職員等の研修	・市町村職員や中核機関職員等の研修	静岡県・静岡県社会福祉協議会	p.80
・広域での整備が考えられる市町村や当該地域への働きかけ、個別訪問、情報提供	—	静岡県・静岡県社会福祉協議会	p.82
・広域での整備が考えられる自治体間での勉強会等への支援	・広域設置が考えられる自治体間での勉強会開催	宮崎県・宮崎県社会福祉協議会	p.85
・広域での整備が考えられる市町村や当該地域への働きかけ、個別訪問、情報提供	—	宮崎県・宮崎県社会福祉協議会	p.87

※「都道府県の役割（市町村への広域的支援）」（「厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料（平成31年3月5日）資料4（p.98）」（本手引き p.67 掲載図））

※本手引きでは、多くの都道府県にとって参考になると考えられる取組を掲載しています（すでに多くの都道府県で取り組まれていると考えられる取組例は掲載していません）。

(1) 北海道・北海道社会福祉協議会

「市町村や中核機関への専門的助言体制の整備」の例：

「北海道成年後見バックアップセンター立ち上げ構想」



「北海道成年後見バックアップセンター立ち上げ構想」のポイント

- H14 年度から、北海道と道社協が一体となって、道内の権利擁護支援体制および人材育成を進めてきた。
- H30 年度から、これまで個別に取り組んできた支援（研修や費用補助等）を一体的に進めている。
- H31 年度からは、「北海道成年後見バックアップセンター」を立ち上げ、成年後見センターの立ち上げや困難事例に対する相談体制構築を想定している。

□ 「北海道成年後見バックアップセンター立ち上げ構想」の概要 □

- ・ H14年度から、北海道と道社協が一体となって行ってきた個別の事業を通じた支援（研修や費用補助等）や課題等をふまえ、今後そうした事業を一体的に執り行うことを通じて、道全体の権利擁護支援体制の整備をめざす。

【参考：これまで行ってきた主な取組（道主催、道社協主催を問わず）】

※名称は一般的なものに置き換えて記載している。

- ・ 地域における権利擁護システム構築セミナー（日常生活自立支援事業や成年後見制度を含めた、地域の権利擁護に関する一体的な体制整備の促進を目的とした事業。）（H14年度～）
- ・ 成年後見制度に関する市町村別の取組状況等に関する実態把握（H24年度～）
- ・ 成年後見センター担当職員研修（H30年度～）
- ・ 成年後見センター等連絡会議（成年後見センターの立ち上げや運営における相談、意見交換等）（H30年度）
- ・ 成年後見制度関係事業助成（成年後見センターの立ち上げに関し必要となる経費を負担（50万円／回、1回限り））（H30年度～）

北海道成年後見バックアップセンター立ち上げ構想

○北海道成年後見バックアップセンター運営委員会の新設

【委員会機能】

- ・センター各事業企画への助言
- ・成年後見制度出張相談事業に寄せられた相談内容の分析・検証
- ・成年後見制度・成年後見利用促進基本計画等の制度政策に関する最新動向の集約
- ・成年後見制度を含む権利擁護に関わる調査研究機能
- ・その他

＜委員想定メンバー＞

- ー法曹関係専門職
- ー福祉関係専門職
- ー学識経験者
- ー市町村成年後見センター等関係者
- ー行政関係者
- ーその他

○成年後見出張相談事業の新規実施（詳細は検討中）

【相談対象】

- ・市町村社協が運営する成年後見センター関係職員や成年後見制度利用促進関係業務を担当する市町村行政職員

【想定される相談内容】

- ・中核機関の設置検討を開始するが、進め方がわからない。
- ・成年後見利用ニーズ把握の方法がわからない。
- ・関係機関との連携の方法がわからない。 等

【想定される相談への対応方法】

- ・検討中。

※ヒアリング調査資料より

ポイント！

道全体の権利擁支援体制の整備と
バックアップをめざしている

○北海道成年後見バックアップセンター運営委員会新設

- ・法曹関係者、福祉関係者、学識経験者等による委員会を設置し、成年後見センターの設置運営に向けた相談や、困難事例への相談に対応することを通じて、道全体の権利擁護支援体制の整備とそのバックアップをめざしている。

(2) 埼玉県・埼玉県社会福祉協議会

「家裁支部単位、保健福祉圏域での連絡会議や勉強会等の開催」の例：

「埼玉県成年後見制度利用促進協議会」



「埼玉県成年後見制度利用促進協議会」のポイント

- 家庭裁判所の支部ごとに「地区協議会」を設置し、地区ごとに成年後見制度利用促進体制の整備をめざしている。
- 自治体や部署を超えた市町村職員間で、お互いに相談できる関係づくりを進めている。
- 県と県社協が一体となって、事務局担当市町村へのサポートと負担軽減のための支援をしている。
- 市町村は、地区協議会に参加することにより、取組の推進、関係部署や議会への説明に役立てている。

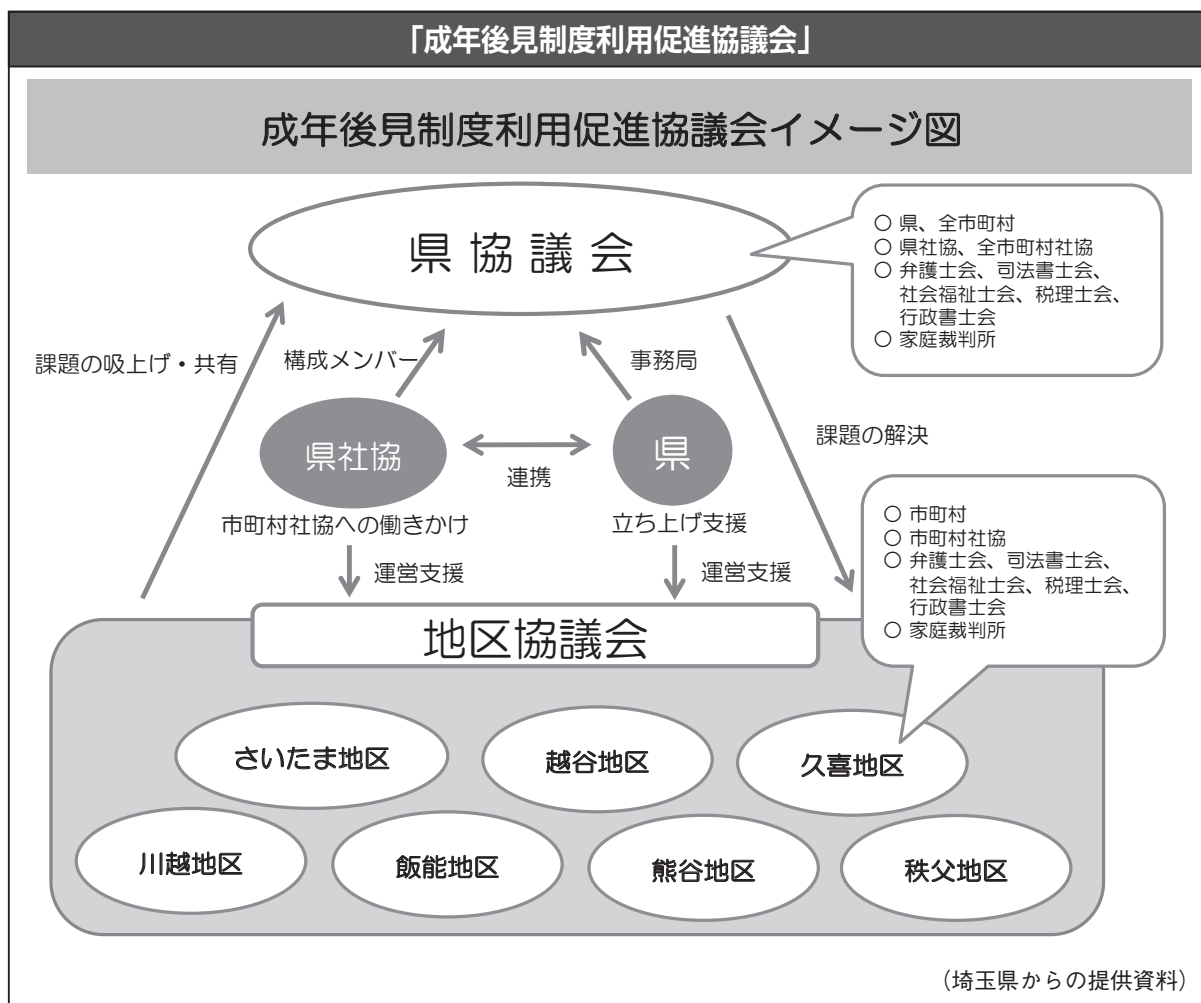
□「埼玉県成年後見制度利用促進協議会」の概要 □

- ・将来的に埼玉県の高齢者人口や認知症高齢者数が増加することから、埼玉県ではH23.2に、成年後見制度の周知・利用拡大、関係機関の情報共有等を目的とした「埼玉県成年後見制度関係機関協議会」を設置した。成年後見制度利用促進法の成立や国基本計画の策定により、都道府県の役割として、広域での中核機関の設置・運営、家庭裁判所や専門職団体との連携などが提示されたことを受けて、従前から取り組んでいた当協議会を発展させるかたちで、H30.5.31に「埼玉県成年後見制度利用促進協議会」を設置した。

【参考：これまで行ってきた主な取組（県主催、県社協主催を問わず）】

※名称は一般的なものに置き換えて記載している。

- ・成年後見制度に関する市町村別の取組状況等に関する実態把握調査
- ・成年後見制度市町村長申立て担当職員研修（H22年度～）
- ・埼玉県成年後見制度関係機関協議会の設置（H22年度～）
- ・市民後見推進研修（市町村職員、社協職員）（H24年度～）



○**県協議会内に地区協議会（家庭裁判所の管轄割：7地区）を設置しようと考えたきっかけ**

- ・現状、成年後見制度の利用促進を担当する職員が少ない当分野で、地区協議会内での情報共有や課題分析、推進方策の検討などを行うとともに、未時間関係者同士がお互いに協力できる関係づくりが必要と考えた。

ポイント!

- ①県と県社協が、事務局担当市町村を個別訪問している
- ②県と県社協が、事務局担当市町村の負担軽減を図るためのサポートをしている

○県、県社協の役割

- ・設置に向けた説明
 - ―県と県社協と一緒に、地区協議会の運営要領案や、地区協議会の進行案、進め方のイメージ資料などを用意して、事務局担当市町村を個別に訪問して説明。
 - ―市町村社協、専門職団体、家庭裁判所等に対し、当協議会に関する説明と協力を求める。
- ・運営支援
 - ―事務局担当市町村を個別訪問し、第1回協議会の進行について打ち合わせ。
 - ―地区協議会の運営方針の決定
 - *地区内の市町村間で、持ち回りで担当する。開始年度は家裁支部設置市。
 - ―運営協議会での配布資料の準備
 - *地区内市町村、県と県社協、家裁支部、専門職団体地区支部のそれぞれの連絡先一覧
 - *地区別「成年後見制度利用状況等調査」結果
 - ―開催に向けた構成団体への依頼（事務局市町村の負担軽減への協力を依頼）
 - *「謝金・交通費は出せないこと」、「会議資料はメールで送るので、各自印刷・持参して出席してほしいこと」など。
- ・地区協議会では、県、県社協、家庭裁判所はオブザーバーとして出席している。

○地区協議会を設置したことによる主な効果（※県、県社協に寄せられている声）



市町村職員

地区協議会への参加を通じて、成年後見制度利用に関する取組の促進につながった。

- ・自分たちが取り組む必要性の理解
 - ・市町村計画策定や中核機関設置に向けて検討を開始することの理解
 - ・担当部署の決定
 - ・庁内（上司、関係部署、議会）に説明する材料の共有
- H30 年度内に、全 7 地区で地区協議会が立ち上がった。

同じ地区にいながら行政や社協の方と話す機会が少なかったの
で、地区協議会への参加を機に、顔の見える関係づくりができた。



専門職団体

※参考：資料編（p.128～129）参照。

(3) - 1. 神奈川県・神奈川県社会福祉協議会

「家裁支部単位、保健福祉圏域での連絡会議や勉強会等の開催」の例：

- ・「成年後見制度に関する意見交換会」
- ・「成年後見に関する家裁との連絡協議会」
- ・「市町村困難事例検討会」



各種連絡会議や勉強会等のポイント

- 従前取り組んでいた家裁支部単位や保健福祉圏域における意見交換会、協議会を発展させ、出席者間の関係構築や、成年後見制度、権利擁護支援に関する理解促進を積み重ねている。
- 市町村や市町村社協、家庭裁判所や専門職団体いずれにとっても、より身近な地域で関係性を構築することにつながっている。
- 県と県社協は連携・協力しながら、こうした地域別、対象別の何層にもわたる関係構築や、成年後見制度、権利擁護に関する理解促進の機会を通じて、これらの取組から得られた成果や寄せられた意見を事業内容に反映させ、バージョンアップを行っている。

【参考：これまで行ってきた主な取組（県主催、県社協主催を問わず）】

※名称は一般的なものに置き換えて記載している。

- ・成年後見制度に関する市町村取組状況調査（H17年度～）
- ・県社協による「かながわ成年後見推進センター」の設置（H22年度～）
- ・市民後見人の養成（H24年度～）
- ・「神奈川県における市民後見人養成のあり方について」（最終報告）のとりまとめ（平成26年4月）

□ 各取組の概要 □

○成年後見制度に関する意見交換会

- ・ 開始年月：H18年度～
- ・ 背景：保健福祉圏域ごとに、成年後見制度に関する市町村や市町村社協の取組状況や地域課題等の情報共有を図ることを目的して開催。平成30年度からは、成年後見制度利用促進の動向をふまえ、専門職団体との関係づくりを目的に加え、試行的に法律・福祉の専門職団体と家庭裁判所にも出席を依頼した。
- ・ 対象：市町村、市町村社協、県、県社協
- ・ 実施形態：年4回（保健福祉圏域ごとに各1回）
- ・ 当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



市町村職員

他市町村の成年後見制度の取組状況について把握できる。家庭裁判所や法律・福祉の専門職団体からの助言により、成年後見制度に関する日頃の疑問点を解消できる。

市町村の状況を理解できる機会となっている。



専門職団体

- ⇒ 市町村職員、専門職団体双方にとって、相互理解の機会となっている。
- ⇒ 各保健福祉圏域単位で開催することから、市町村職員、専門職団体双方にとって、より身近な地域で関係性を構築することができる。

○成年後見に関する家庭裁判所との連絡協議会

- ・ 開始年月：H25年度～
- ・ 背景：当初は市民後見人の選任に向けて家庭裁判所と協議する機会を設けていたが、市民後見人の選任が進んでいることや、成年後見制度利用促進の動向等をふまえて徐々にテーマを変えている。平成29年度からは、市町村職員から申立て先の家裁支部職員とも関係性を構築したいとの意向を受け、家庭裁判所本庁に加え、支部職員への出席も依頼している。
- ・ 対象：市町村、市町村社協、家庭裁判所、県、県社協
- ・ 実施形態：年3回
- ・ 当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



市町村職員

首長申立てや法人後見の実務に関する疑問に対して、家庭裁判所の見解を知ることができる。

- ⇒ 「人事異動により、首長申立ての手続きが引き継がれない」などの市町村職員の声を受けて、「成年後見制度市町村長申立てマニュアル 2013（ホームページ版）」（H25.7）の作成にもつながっている。

http://www.knsyk.jp/s/shiryoku/pdf/kouken_sityousontyoumousitate_manual2013_hp1.pdf

○市町村困難事例検討会

- ・ 開始年月：H24年度～
- ・ 背景：当初は「成年後見制度事例検討会」という名称だったが、「成年後見制度市町村長申立てマニュアル2013（ホームページ版）」（H25.7）を作成したことから、徐々に、権利擁護を含めた困難事例の検討会を行う方向に変化していった。現在は、市町村職員が直面している困難事例の提供を依頼し、提供された事例をもとに、成年後見制度等の利用のポイントや困難事例への対応の仕方等について、弁護士から助言を得る機会となっている。
- ・ 対象：市町村、弁護士、県、県社協
- ・ 実施形態：年5～6回（保健福祉圏域ごとに1～2回）
- ・ 当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



市町村職員

実際の事例をもとに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用のポイントや困難事例への対応の仕方等について、弁護士から法的助言を得る機会となっている。あわせて、出席している市町村間での課題解決に向けた情報交換の機会ともなっている。

⇒ 参加する市町村職員の知識や経験に違いがあることから、多く寄せられる疑問と家庭裁判所による回答を整理して回答をとりまとめた、「成年後見制度市町村長申立て Q&A」（平成 27 年 7 月）の作成にもつながっている。

http://www.knsyk.jp/s/seinenkouken/pdf/30seinenkouken_qa.pdf

(3) - 2. 神奈川県・神奈川県社会福祉協議会

「市町村申立てに関する研修、マニュアル等の作成」の例：「成年後見制度セミナー」



「成年後見制度セミナー」のポイント

- H17 年度から市町村職員を対象に首長申立ての促進を図る目的で取り組んでいた「成年後見制度セミナー」の受講対象を、H30 年度から地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所職員にも拡大させ、関係者による制度への理解促進、関係者間の相互理解の促進を進めている。

□各取組の概要□

ポイント！

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所にも受講対象を拡大し、相互理解を深めることに寄与している

○成年後見制度セミナー

- ・ 開始年月：H17 年度～
- ・ 背景：市町村職員の制度への理解を深め、首長申立ての促進を図るという目的を第一としながらも、国基本計画において都道府県の役割のひとつとして「市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等」が明記されたことを受けて、H30年度からは日常的に首長申立てに関係する機関の職員の首長申立てに関する理解を深めるため、受講対象を拡大した。
- ・ 対象：市町村、市町村社協、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、県関係課
- ・ 実施形態：年 2 回（初任者編、現任者編各 1 回）
- ・ 当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



市町村職員

首長申立てに関する実務を学ぶことができる。

- ・ なかなか成年後見制度について学ぶ機会がないことから、職務として学ぶ機会を得ることができる。
- ・ 首長申立ての流れを知ること、申立てまで時間がかかること学んでいる。



地域包括支援センター職員
障害者相談支援事業所職員

⇒市町村職員、地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所職員それぞれにとって、相互理解の機会となっている。

※参考：資料編（p.130）参照。

(4) - 1. 静岡県・静岡県社会福祉協議会

「市町村や中核機関職員等の研修」の例：

- ・「分かりやすい成年後見制度テキスト」と説明しやすいパンフレットの作成、パンフレットを活用した説明手法を検討
- ・「福祉関係者等への理解促進研修」



テキスト及びパンフレットの作成・活用、「福祉関係者等への理解促進研修」のポイント

- 特に福祉関係者への成年後見制度に対する理解促進を進めている。
- 「分かりやすい成年後見制度テキスト」と説明しやすいパンフレットを作成して、研修で活用するとともに、静岡県社協 HP で広く公表し、普及啓発につなげている。
- 研修対象を特別支援学校教員等にも広げ、成年後見制度の対象者が利用する機関の関係者に対する制度の理解を進めている。

【参考：これまで行ってきた主な取組（県主催、県社協主催を問わず）】

平成24年度	・3市社協をモデル地区として選定し、制度の周知と推進を図る
平成25年度	・市町職員研修⇒市民後見人の支援体制構築・ネットワークづくり ・普及啓発⇒シンポジウム・パンフレット作成
平成26年度	・広域的後見実施機関設置推進研修 ・法人後見実施機関職員研修 ・成年後見制度に関する市町別の取組状況等に関する実態把握調査
平成27年度	・市町成年後見推進事業費助成 ・法人後見実施機関職員研修 ・成年後見制度利用促進協議会（県内5地区）
平成28年度	・市町成年後見推進事業費助成 ・法人後見実施機関職員研修 ・成年後見実施機関設置推進研修 ・市民後見人育成・活用推進事業 ・「成年後見制度市町長申立マニュアル」の作成 ・成年後見制度利用促進協議会（県内5地区）
平成29年度	・市町成年後見推進事業費助成 ・成年後見制度に関する市町別の取組状況等に関する実態把握調査 ・成年後見実施機関設置推進研修 ・成年後見実施機関設置・運営等に係る相談事業 ・成年後見制度利用促進セミナー ・成年後見制度利用促進協議会（県内5地区）
平成29年度	・市町成年後見推進事業費助成 ・成年後見実施機関広域設置研修 ・成年後見実施機関設置・運営等に係る相談事業 ・成年後見制度市町長申立に係る実務研修 ・成年後見制度利用促進セミナー ・成年後見制度利用促進協議会（県内5地区） ・「分かりやすい成年後見制度テキスト」、パンフレットの作成 ・福祉職員のための成年後見制度理解促進研修

□各取組の概要□

○「分かりやすい成年後見制度テキスト」及びパンフレットの作成

- ・背景：H29.7に県社協が実施した「成年後見制度に関する実態把握調査」の結果を通じて、特に福祉関係者の成年後見制度に対する理解促進の必要性が明らかとなったことから、H30年度事業として実施。
- ・成年後見制度理解促進検討委員会の設置：専門職団体、施設団体、支援者団体、当事者団体から推薦いただいた計12人及び家庭裁判所（オブザーバー）から成る委員会を設置し、作成全般に係る意見をいただいた。
- ・ワーキンググループの設置：上記委員会から選出した5人から成るワーキンググループを設置し、テキストとパンフレットの具体的な内容を検討した。
- ・事前ヒアリングの実施：施設職員や当事者団体のメンバーに対し、成年後見制度に関して分かりづらい点や、どんなものがあれば説明しやすいか等の意見をヒアリングし、テキスト及びパンフレットの作成に反映させた。

○福祉関係者等への理解促進研修の実施

- ・目的：「分かりやすい成年後見制度テキスト」を使った成年後見制度の概要説明と、パンフレット及びテキストの有効な活用方法について学ぶ。
- ・対象：社会福祉事業所職員、地域包括支援センター職員、市町行政職員、市町社会福祉協議会職員、特別支援学校教員 等
- ・実施形態：県内4か所で各1回
- ・当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



市町村職員

- ・とてもわかりやすいテキストとパンフレットなので、職場内の研修や勉強会で利用し、多くの職員に制度を理解してもらいたい。
- ・首長申立の重要性に気付くことができた。

とても詳しくていねいで分かりやすい研修会でした。職場に戻り少しでも多くの職員に伝達し、幅広く知っていただくこと、興味を持っていただくこと、もっと知りたいと思っていただける人が増えるように対応したい。



特別支援学校教員

- ・分かっているようで分かっていなかったことが多いことに気付くことができて良かった。
- ・裁判所等、とてもハードルが高い制度だと思っていたが、わかりやすい説明で、少し身近に感じることができた。



福祉事業所職員

※参考：資料編（p.131～133）参照。

(4) - 2. 静岡県・静岡県社会福祉協議会

「広域での整備が考えられる市町村や当該地域への働きかけ、個別訪問、情報提供」の例：

＜成年後見実施機関未設置市町村への支援＞

- ・「成年後見実施機関広域設置研修」
- ・「成年後見実施機関設置・運営相談事業」



各種事業のポイント

- 県と県社協が一体となって従前から取り組んでいた、家裁支部単位における広域での市民後見人の養成及び活動支援の体制づくりに向けた支援をふまえ、H29年度からは成年後見実施機関未設置市町村に対し、成年後見実施機関を広域で実施するための支援事業を立ち上げた。
- 「成年後見実施機関広域設置研修」（県社協への委託事業）では、広域での取組を検討する研修を前期と後期に分けて実施し、中間に各組織に持ち帰って検討する期間を設け、各自治体・各市町村社協で十分に検討する時間を設けた。
- 上記研修のフォローアップも含め、相談事への対応は「成年後見実施機関設置・運営相談事業」（県社協への委託事業）で受け止め、上記事業と両輪で成年後見実施機関の設置に向けた支援を行った。

□各取組の概要□

ポイント！

- ・地域の状況に応じた支援を行っている。
- ・県や県社協が主導することで、市町は取りかかりやすい。
- ・各地域を個別に訪問することで、組織内での説明を補強できる。

○成年後見実施機関広域設置研修、成年後見実施機関設置・運営相談事業

- ・開始年月：H29年度～
- ・背景：市民後見人の養成及び活用の体制づくりや、権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築など、市町における成年後見制度の利用促進の体制整備について、近隣市町との連携による取組を支援
- ・対象：成年後見実施機関未設置地域：4地区
- ・実施形態：地域ごとに年2回（前期、後期）

静岡県における平成29年度の実施

成年後見実施機関広域設置研修

市民後見人の育成及び活用の体制づくりや、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築など、市町における成年後見制度の利用促進の体制整備について、近隣市町との連携による取組を支援

前期
(平成29年11月～)

〔基調説明〕

- ・ 広域連携による成年後見実施機関の設置について

〔グループ研修〕

- ・ 広域連携による成年後見実施機関の設置についての理解の促進と意見交換

＜市町に課題＞

前期研修の内容を踏まえ、各市町において今後の方向性を検討

後期
(平成30年2～3月)

〔各市町発表〕

- ・ 検討経過や今後の方向性について発表

〔グループ研修〕

- ・ 今後の進め方について意見交換

成年後見実施機関設置・運営相談事業

成年後見実施機関の設置、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置を支援するため、市町及び市町社会福祉協議会を対象とする相談窓口を県社会福祉協議会に設置



静岡県



静岡県社会福祉協議会

18

より詳細に
(下のスライドで説明)

成年後見実施機関設置・運営相談事業の活用

市町行政・社協を対象とする相談窓口を県社協に設置

・個別の取組支援、・広域実施の調整、・家裁・専門職等との連携支援

【活用方法】

- ・成年後見実施機関広域設置研修の前後に、事業実施に向けた下地づくりのため、社協間の会議等を開催
- ・社協内の方針決定を支援するため、市町社協の担当職員と共に、役員等に事業説明を実施
- ・行政内の方針決定を支援するため、行政の担当職員と共に上司への事業説明を実施、併せて市町社協の役割・財政援助等の必要性などを代弁
- ・行政と社協間の話し合いの場に、アドバイザー・交通整理役として同席し、合意形成を支援



静岡県



静岡県社会福祉協議会

20

都道府県が行っている
市町村支援の例

※成年後見制度利用促進に係る都道府県担当者会議資料（H30.10.3）より。

- ・対象の状況に応じた支援：
 - ーパターン①グループ内に「単独で実施予定」の自治体があったケース
 - ーパターン②複数の自治体間で広域実施の方針だけ決まっていたケース
 - ーパターン③市民後見人養成等に消極的な自治体が集まったケース
- ・当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



A 地区職員

市民後見人の養成や活動の場づくりの必要性は理解していたが、単独自治体で進めることも、自分たちが主導になることも難しく……。県と県社協が主導してくれたことで取りかかりやすかった。

上司への説明の際、県と県社協で個別に訪問、同席して、制度や市町社協の役割について説明を補強してもらうことで、上司に制度等に関する理解を深めてもらえた。



B 地区職員

(5) - 1. 宮崎県・宮崎県社会福祉協議会

- ・「広域での整備が考えられる自治体間での勉強会等への支援」
- ・「市民後見人の養成の推進」
- ・「法人後見の立ち上げ推進」の例：
「権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業（法人後見受任体制整備事業）」



「権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業 （法人後見受任体制整備事業）」のポイント

- 県と県社協が一体となって従前から成年後見制度の利用促進に向けた取組を展開させ、県内どの地域でも成年後見制度を利用できる体制を整備すること、継続的に事例への関与の重要性を鑑み、法人後見受任体制整備事業を進めている。
- H30年度から、法人後見を担う一般社団法人職員等にも受講対象を拡大した。
- H30年度から、広域で法人後見受任体制整備や地域連携ネットワークの整備を進める市町村間で行う勉強会等への支援も開始した。

【参考：これまで行ってきた主な取組（県主催、県社協主催を問わず）】

※名称は一般的なものに置き換えて記載している。

- ・高齢者を支える成年後見制度活用支援事業（H20年度から市町村、地域包括支援センターに対する支援の一環として取り組んできた高齢者虐待防止の取組を通じて、経済的虐待への対応策として成年後見制度の利用を進めるという観点から、既存事業を発展させるかたちでH24年度に当事業を開始。H25年度以降は高齢者権利事業の中で取組を継続実施。）
- ・権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業（法人後見受任体制整備事業）（H27年度～、県内における法人後見受任体制整備を目的とした事業を開始。）
- ・高齢者権利擁護支援事業（高齢者総合支援センター（県社協）委託）（H24年度～）
 - －相談対応・支援：市町村等からの成年後見制度の活用や市町村長申立ての手續等に関する相談に応じる。
 - －実務研修会の開催：成年後見制度の活用や手續等に関する実務研修会を開催。
 - －成年後見制度の啓発（出前講座）：高齢者権利擁護（高齢者虐待防止、成年後見制度の活用）を推進し、広く県民に学習機会や情報を提供するため、団体・グループ等を対象に出前講座を実施。
- ・成年後見制度に関する市町村別の取組状況等実態把握調査等の実施（H26年度～）

※成年後見制度利用促進係る都道府県担当者会議資料（H30.10.3）より。

※参考：資料編（p.134～135）参照。

□各取組の概要□

ポイント！

事業や支援の対象を拡大することを通じて、
県内全域の法人後見受任体制の整備を進めている。

○権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業（法人後見受任体制整備事業）

- ・ 開始年月：H27年度～地域医療・介護確保総合基金を活用し、県内における法人後見受任するための体制整備を開始。
- ・ 目的：成年後見制度の担い手不足の実態や市民後見人選任の実績がない実態を踏まえ、長期的に見て、県内どの地域でも成年後見制度を利用できる体制を整備する必要性とともに、事例への関与の継続性を考え、県として法人後見受任体制および関与する人材育成に取り組むこととした。
- ・ 主な取組：
 - －市民に対する法人後見支援員養成研修
 - －社協職員等に対する法人後見専門員研修
 - －広域的な整備に取り組む市町村への補助（H30年度～）

※社協職員等に対する法人後見専門員研修：

- －地域医療・介護確保総合基金を活用。
- －H30年度～、法人後見を担う一般社団法人職員等にも受講対象を拡大。

※広域的な整備に取り組む市町村への支援：地域医療・介護確保総合基金を活用し、中核機関の設置や地域連携ネットワークの整備を広域で進める場合、市町村職員間の認識の共有が重要なことから、当該自治体間での勉強会等を進める場合に補助を付与。また、広域での担い手確保を目的とした地域住民等に対する市民後見人等に関する普及啓発等の取組に対しても補助を付与する。

- ・ 当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



市町村職員

【研修を受講した市町村職員による感想】

- ・ 行政も社会福祉協議会による後見センターと一緒に取り組みながら役割分担をして利用者本位の支援をしていかなければいけないと思った。
- ・ 法人後見から見えてくる社会福祉協議会のあり方や支援などを学ぶことができ、地域福祉からの見方など多角的に考えるきっかけとなった。
- ・ 法人としての支援の在り方や被後見人の意見を尊重する姿勢は大切だと思った。
- ・ 広域連携の意義、メリットがよく分かった。日頃の連携が重要だと再認識した。
- ・ 権利擁護支援体制の構築に向けて、どのような取組が必要か具体的に分かり、今後の取組の進め方の参考となった。
- ・ 法人後見に取り組まれている社協の発表や意見は、とても為になるものでした。住民のことを考えれば、できるだけ早く取り組まなければならないと改めて感じた。

【受講実績や感想から分析した効果】

- ・ 法人後見支援員養成修了者は、日常生活自立支援事業の生活支援員として活動されている方もおり、権利擁護支援のための担い手が育成されている。
- ・ 社会福祉協議会が法人後見に取り組むことで、住民に対する具体的な支援内容を知ることができ、市町村に求められる権利擁護支援に対する役割について意識を高める効果がある。
- ・ 市町村職員にとって、今後の権利擁護支援の取組の進め方を学ぶことができる効果が大きい。



県職員

(5) - 2. 宮崎県・宮崎県社会福祉協議会

「広域での整備が考えられる市町村や当該地域への働きかけ、個別訪問、情報提供」の例：

- ・中核機関整備に向けた後方支援
- ・市町村に対する個別の助言や支援



中核機関設置に向けた後方支援や市町村に対する個別の助言や支援のポイント

- 市町村で実施される協議や勉強会を訪問し、市町村の課題に応じた、取組方法や先進地の事例等の説明や情報提供を行っている。
- 広域連携で中核機関整備に取り組む市町村に対しては、市町村間の考え方について共通認識が図れるように個別に助言や支援を行っている。
- 県の取組について家庭裁判所と情報共有を行っている。

□各取組の概要□

○中核機関の整備に向けた後方支援

- ・開始年月：H30年5月、6月頃に開催した説明会で、県内各地で広域による取組の検討が開始したと考えられる。
- ・取組例
 - －H31.3現在、宮崎県では、3つの地域で、広域での中核機関や地域連携ネットワークの整備に向けた検討が行われている。
 - －宮崎県の場合、県や県社協から広域での取組に関する働きかけを行ったことはなく、各地で中心となる地域が主体的に声をかけて協議が開始されている。
 - －また、別の分野で定住自立圏構想の取組が進められている場合、連携や協力が進めやすいという面もあると考えられる。

ポイント!

県内自治体の先行地域をモデルケースとすることで、
他地域の学びの機会となっている。

【参考：Aグループ（1市2町）】

- ・広域連携による中核機関の整備を検討中
- ・H30.12、検討を行うための検討委員会を設置。
- ＜検討事項＞（検討内容は見直しの可能性あり）
 - －中核機関：各市町が単独で全ての機能を担うが、個別の取組や業務内容により広域連携で取り組んだ方が効果的な取組について広域での実施を検討。
 - －コア会議：構成メンバーは未定
 - －「地域連携ネットワーク」の在り方：現状、機能、構成等
 - －市町村計画（骨格部分）：2021年に策定予定、中核機関の在り方を検討する中で、骨子部分は広域連携に関する内容を記載する予定。
- ＜委員等の構成＞
 - －委員：弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、学識者、行政書士会 ※増員を予定
 - －社 協：1市2町の社協
 - －事務局：1市2町の行政（高齢福祉担当部署、障害福祉担当部署）
 - －オブザーバー：宮崎家裁、宮崎県長寿介護課

・県の役割

- －広域で進める場合、首長申立ての経験が少ない自治体に対し、自治体として検討し考えをまとめるように促している。
- －当検討委員会や事務局自治体の許可を得て、県内市町村にも当検討委員会の傍聴を呼びかけている。

・広域で取り組むことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



市町村職員

- ・広域連携により、ヒト・カネ・モノ・情報の面で単独市町村の資源を活用した以上の効果を得ることができる。
- ・広域で取り組もうと考えている他自治体にとっても、協議の進め方やスケジュール、関係機関の関わり方や依頼の仕方等、先行地域からノウハウを学べたり、質問できる効果が大い。

○市町村に対する個別の助言や支援

- ・開始年月：H30年5月～、県内各地で成年後見制度利用促進に関する説明や広域による取組の検討が促進されることを目的に、県職員が個別に地域を訪問し、説明や助言を行っている。
- ・取組例（H30年度実績）

ポイント！

市町村や地域を個別に訪問して相談にのすることで、県にとっては各地域の状況把握、市町村にとっては個別にのってもらえる機会となっている。

市町村に対する個別の助言や支援実績

(4)市町村への支援等

①市町村への支援

ア 支援内容

- ・県内市町村の取組状況報告
- ・成年後見制度利用促進法、国の基本計画等の説明
- ・協議等の場の設定提案
- ・協議等における助言等
- ・成年後見制度利用促進に係る市町村取組の相談対応
- ・先進地の取組、関係機関のフォーラム等の情報提供

イ 実績（平成30年度）

支援先（地域）	協議等内容	訪問等回数	対象市町村
宮崎・東諸県	宮崎・東諸県における広域的な体制整備等について	2回	宮崎市、国富町、綾町
延岡・西臼杵	延岡・西臼杵における広域的な体制整備	4回	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
日向・東臼杵	日向・東臼杵における成年後見制度利用促進	2回	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
西諸県	西諸県地区における広域的な体制整備	2回	小林市、えびの市、高原町
児湯	児湯地区における広域的な法人後見受任体制整備	3回	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
三股町	三股町における成年後見制度利用促進	2回	三股町

②市町村及び市町村社協との協議の場の設定

県内4地区（県北、県西、児湯、県央・県南）で年1回権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業説明会を実施し、成年後見制度利用促進に関する意見交換等を実施。

28

※ヒアリング調査資料より。



成年後見制度利用促進に向けて、県と県社協ができること

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター 丸山広子

平成 30 年 3 月 30 日、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会は、「成年後見制度利用促進における社協の取組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」を発出した。この中で、「社協は、これまでの取組みを活かし、基本計画で謳われている地域連携ネットワークに積極的に参画するとともに、中核機関の受託を進めるなど、成年後見利用促進にかかる取組みを積極的に進めていくべきと考える」とある。また都道府県社協による市町村社協への支援として、「成年後見制度の利用促進を進めるため、都道府県行政と協議し、市区町村社協への支援や町村部等における広域的な事業を実施する必要がある」とし、その具体的な支援について 9 つの項目を示している。

それを受け、埼玉県社協としては、市町村社協からの情報収集を元に、専門職団体とのかわりがない社協や法人後見にまだ着手ができていない社協への支援を中心的な取組みとした。

また、埼玉県と協働で「県協議会」「(裁判所圏域に) 地区協議会」を立ち上げ、行政、社協、専門職団体との「顔の見える関係作り」から始めることとした。まずは、県と県社協の担当者同士が、絵を描き、連携の土壌を作り、さいたま家裁との連絡会や課題の解決に向けた意見交換を重ねることとなった。その中で、県と県社協と一緒に市町村、市町村社協を訪問し、市町村における課題などに耳を傾けた。行政と社協は、今までもよりよいパートナーシップを築きながら様々な事業を展開してきたが、これを機に、今日的な社協と行政の関係について整理し、更なる連携強化が求められることだろう。その 1 つが、この「成年後見制度利用促進」にかかることではないか。とりわけ成年後見利用促進や中核機関等の受託については、社協だけで完結することは難しく、地域の関係者と協議し、行政との連携のもと、体制整備を図ることは重要なポイントだと考える。たとえば、成年後見制度利用促進基本計画には、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援のプラットフォームとなる地域連携ネットワークの構築を図ることとされているが、地域共生社会を見据えた今後の権利擁護のあり方については、行政と社協が、地域住民や地域の団体・組織を巻き込んだ協議をする場をもつなどし、計画的な推進が期待されるだろう。

実際の訪問活動では、行政と社協と一緒に説明に耳を傾けてくれた。法律や計画の内容の確認から始まる時もあれば、すでに行政と社協が連携を密にその街の将来像を描いているところもあった。ただ残念なことに、まだこの法律や基本計画の趣旨が十分に伝わっていないことや多くの福祉課題を抱え、すでに疲弊している様子、予算が厳しくここまで手が回らないなどの嘆きを耳にすることになったのも事実である。県の担当者とともに訪問の意図や今後の見通しを説明しつつも、現状を受け止め、打開策がないか丁寧に聞き取りを行っていった。そこには、アンケート調査では、把握できなかった現状が見え隠れした。「ネットワーク」については、「事業ごとに様々なネットワーク図を示され、もうこれ以上は・・・」という意見もあった。その様な時には、地域共生社会のネットワークの中に司法を入れていくなどの工夫や今後の超高齢社会、地域移行の進展に伴い、地域福祉の中に「権利擁護の視点」は欠くことができない大切なものだという事を説明し、今一度検討を

していただけないかと納得がいくような説明を心がけた。さらに計画の策定が困難であるとの訴えには、県と県社協は、他の市町村の取組み事例を情報提供するなどして市町村を支援した。

一方、市町村社協に対する支援として、「日常生活自立支援事業」の経験を活かし、利用者の将来を見据え、成年後見制度への移行や利用者視点の法人後見事業の取組みが推進されるよう、来年度「法人後見業務担当職員養成研修」を企画した。これは平成30年度の「法人後見業務の手引き」の改訂に続き、この事業を推進していく下地を県社協として示し、社協としての「成年後見制度利用促進」への第一歩を踏み出してほしいというメッセージに等しい。私は、県社協の職員として、地域福祉を推進する中核的な団体としての使命を果たすことを忘れず、地域共生社会の実現に向け、権利擁護の視点を基軸に、県内の行政や社協さらには、専門職団体とのつながり深め、推進策の提案やあきらめない姿勢で、県とともにさらに歩みを進めたい。



神奈川県成年後見制度に関する市町村支援

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 主事 香野 遥

(1) 成年後見制度に関する意見交換会

年に一度、市町村や市町村社協の方々と顔を合わせ、直接意見を聞ける機会なので、最も力を入れている取組の1つである。この会議で出された意見を受け、実現したことも多い。例えば、「県には家裁や専門職団体との橋渡しをしてほしい。」という声があり、平成30年度から本会議を拡充し、家裁や専門職の方々にも参加していただいている。県にとって、調査だけでは分からない各市町村の状況が把握できるだけでなく、家裁や専門職の方々にも各市町村の状況、特に小規模な自治体の困難さについてご理解いただけたのではないと思う。

その他にも、この会議において「県のたよりで市民後見人について広報してほしい。」という意見を受け掲載したところ、県民から多くの反響をいただいたり、「市町村域を超えた市民後見人の横のつながりがほしい。」との意見から、県社協で市民後見人同士が情報交換を行える場を設定することにつながったりした。

(2) 成年後見に関する横浜家庭裁判所との連絡協議会

本県において、平成24年度から市民後見人養成基礎研修を開始するに当たり、市民後見人の受任に向け、市町村等がどのような研修を実施し、バックアップ体制を整備すべきか、家裁に助言していただくため、意見交換の場を要請したことが始まりである。本会議の積み重ねにより、市民後見人の養成を行う市町村等のバックアップ体制が整備されつつあり、家裁において市民後見人候補者が却下されることが少なくなった。その結果、平成30年8月1日時点で、県内延べ109件の受任につながっている。

また、国基本計画において、都道府県の役割として「家庭裁判所（本庁・支部）との連携」が求められていることから、平成29年度から家裁各支部の後見担当者に、本庁に来ていただき、参加者全員で協議する時間と、支部ごとに分かれて情報交換を行う時間を設ける等の工夫を行っている。

(3) 成年後見制度セミナー

いわゆる市町村長申立て研修であるが、平成29年度に県社協が実施した実態把握調査において、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所の方々が、ご本人やご家族の身近な支援者として、権利擁護に関する高い関心・意識を持ち、苦勞しながら申立て支援等を行っている現状が分かり、また、国基本計画において「関係者の資質の向上」も都道府県に求められていることを踏まえ、平成30年度から地域包括支援センターや障害者相談支援事業所の職員も受講対象としている。なお、講義の内容はあくまで「市町村長申立て」なので、その点をご理解いただきながら、参加していただいている。

(4) 結びに

その他にも、ある町で、広域的な取組の検討をしたいが自分たちから他の自治体に声をかけにくいという悩みを聞いて、当該市町を対象とした県主催の会議を開催したり、ある

市から、勉強会の開催に当たり国基本計画の説明をしてほしいとの要望を受け、僭越ながら講師をしたりと、各市町村の個別の状況に応じてできる限りの対応をしている。

全国どの地域に住んでいても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、つまり県内の地域差が生じないように、県内全体を俯瞰しながら市町村の体制整備等を後押ししなければならない都道府県の役割は非常に大きい。

一方で、本県同様、ほとんどの都道府県担当者が一人で他業務と兼務しながら、また、どこまで市町村に踏み込んでいいのか悩みながら取り組んでいらっしゃると思う。私は、既存の取組をどう拡充させれば国基本計画における都道府県の役割に近づけるかということを考えながら、悩んだ時は県社協をはじめ色々な人に相談し、やれることからやってみるという姿勢で取り組んでいる。都道府県にとっては制約が少ない分、自由に考えチャレンジできる点に取り組み甲斐があるのではないだろうか。こうした本県の取組が皆様方の一助となれば幸いである。



法人後見活用のための都道府県知事による認定制度の導入

新潟大学法学部 上山 泰

成年後見制度の利用促進のための政策的課題は枚挙にいとまがないが、ここでは、①質の高い成年後見人候補者の確保と、②成年後見制度の運用に関する都道府県の役割の明確化という2つの課題を同時に解決するための方策として、1つの試論を提起してみたい。それは、「都道府県知事による適格法人後見団体の認定制度」の導入である。この試論の意義について、まずは現状における①②の問題点から確認しておこう。

法定後見人の供給母体が親族後見人から第三者後見人に大きく移行したことは周知のとおりである。現行制度が始まった平成12年度の新規選任事案で90.9%を占めていた親族後見人は、平成30年には23.2%にまで激減している。これに加えて、さらに注目すべきは、その属性別の比率である。平成12年度の場合、選任率の高い順に、子34.5%、配偶者18.6%、兄弟姉妹16.1%、その他親族12.1%、親9.6%であった。これに対して、平成30年では、子12.1%、その他親族3.9%、兄弟姉妹3.6%、配偶者2.0%、親1.8%となっている。いずれも子がトップであることは変わらないが、その選任率は3分の1近くまで低下している。そして、より重要な点は子以外の親族の存在感がほとんど失われていることである。そもそも親族後見人の利点は、本人との親密性や信頼関係に基づく確なコミュニケーションの可能性、本人情報や本人の価値観への精通、さらには、こうした関係性に基づく「本人らしさ」の代弁可能性等の点にある。したがって、本人と疎遠な親族を選任しても意味はない。少子高齢化、生涯未婚率の上昇等の人口学的要因からすれば、こうした後見人としての適格性を備えた親族のいる者は、今後ますます減少する蓋然性が高い。もちろん、適格性のある親族を今後積極的に活用していくことは望ましいことだが、親族の比率を制度開始当初の状況まで戻すことは、もはや現実的とはいえないだろう。

他方で、現在の主力である専門職後見人の増強にも限界がある。平成30年の新規選任率は司法書士29.0%、弁護士22.5%、社会福祉士13.3%にのぼり、これらの三士業（いわゆる三士会）で全体の6割以上を占めている。しかし、専門資格職の数を短期間で増やすことが困難なことは自明である。加えて、そもそもわが国の専門職後見は、制度上は、単に法律・福祉等の専門資格職による後見を意味するにすぎず、必ずしも後見それ自体の専門家による後見というわけではない（特定の専門資格の保有が、ただちに後見人としての適性や専門的なスキルを保証するものではないことに留意すべきである）。このため、単純に専門資格職の人数を増員するだけでは意味がなく、その中からさらに後見人候補者をリクルートし、研修等を通じて育成していくことが必要となる。したがって、良質の専門職後見人の供給を短期間に急増させる政策にも現実味が薄い。他方、専門職後見人一人当たりの受任数を安易に増やすことは後見の質の低下を招くおそれ大きい。

それでは、近年大きな脚光を浴びている市民後見人はどうか。残念ながら、これも特効薬とはいえない。まず、平成30年の新規選任率はわずか1%未満にすぎない。さらに、中長期的な観点からみても、たとえば過疎地域を考えると、超高齢化により後見ニーズが高まる一方で、地域に支援者たりうる市民の数自体がそもそも不足しがちとなるからである。結局、わが国の現在の人口構成を考える限り、（本人と後見人が完全に1対1対応の関係となる）マンツーマン型の個人後見頼みでは、これ以上の利用促進は困難というべき

だろう。かくして、必然的に浮上するのが法人後見体制の整備という課題である（一般的な地域では、市民後見人もまずは後述する適格法人後見団体内の実働部隊である後見支援員等として活用していくことが現実的であろう）。

ところが、現在の法人後見には大きな構造的欠陥がある。それは、法人後見団体としての質の保障をおこなう仕組みの未整備である。ここには最低限の財政基盤の確保という要素が含まれる。そもそも現行の法定後見制度の報酬に関する規定は、近親者による無報酬労働モデルを前提とした禁治産宣告制度の残滓である（現行法でもこの点に関する規律が民法第四編「親族」編に残置されたままであるという事実がこのことを雄弁に物語る）。近年では裁判所の努力により報酬額の目安が公表されるなどの改善点も見受けられるが、依然として後見報酬額の予測は難しく、法人の予算策定にあたって大きなネックとなる（現行法上、後見報酬は後払い方式であるため、仮に純粋な法人後見団体を新たに立ち上げた場合、少なくとも初年度は収入ゼロになりかねないことにも留意する必要がある）。より深刻な点は、本人に資力がない場合、そもそも後見報酬はおろか、実費の償還すら困難になることである。報酬等の助成として成年後見制度利用支援事業があるものの、この実施状況には地域差が大きく、少なくとも現状では完全な補填を期待することはできない。また、本来であれば後見扶助が生活保護費として認められるべきであるが、この点の議論も進んでいない。かくして、現状では後見報酬を主たる収入源として法人を運営することはきわめて困難である。

ところで、「法人は死なない」（＝長期継続性が担保される）ことが、しばしば法人後見の利点として挙げられるが、法人も当然に破産はするし、これにより法人格が消滅するおそれがあることを見落としてはならない。さらに、破産者は後見人の欠格事由であるため（民法847条3号）、仮に法人後見団体が破産すれば、そもそも、この時点で後見人としての地位を当然に失い、当該法人が受任している全件について後見人の追加選任が必要となる。しかし、現状の法人後見人は地域に他に担い手がない場合の最後の受け皿として機能していることが多い。このため、仮に多数の案件を抱える法人後見団体が破綻した場合、当該地域内でただちに代替りの後見人候補者を見出すことは不可能に近い。つまり、現実的には、地域で既に一定の受任実績のある法人後見団体を経済的に破綻させるわけにはいかないわけである。とすれば、現実問題として後見報酬のみでは経営が不安定となる法人後見団体に対する公的な助成のしくみが検討されるべきであろう。既存の成年後見制度利用支援事業に基づく報酬助成が個別の低資力者案件を対象とするのに対して、良質な法人後見団体の安定的・継続的な運営を担保するために、継続的にその運営費を助成するわけである（既存の成年後見制度法人後見支援事業よりも直接的な支援策となる）。

もちろん、こうした公的助成の対象は質の高い法人後見団体に限定されなければならない。そこで私見は、「成年後見制度の運用に関する都道府県の役割の明確化」の課題と絡めて、都道府県知事による適格法人後見団体の認定制度の導入を提言したい。簡単にいえば、先の法人後見団体に対する運営費助成の対象を都道府県知事が認定する適格法人後見団体に限定し、その認定手続と監督を都道府県の業務として位置付けることで、地域における良質かつ安定的・継続的な法人後見サービスの提供を保障しようというものである。

周知のように、成年後見制度利用促進法によって、国、都道府県、市町村が成年後見制度の適正な運用に一定の役割を果たすべきことが明らかにされた。しかし、側聞する限りでは、国と市町村に比べて、一般に都道府県の動きが鈍いという。私見によれば、その理

由の一端は都道府県の役割の抽象性に求められるように思われる。市町村の場合、法律上、市町村長申立てに関する権限（老人福祉法 32 条等）が与えられているうえ、虐待防止法制を通じて部分的には義務化もされている（高齢者虐待防止法 9 条 2 項等）。また、この申立権の実効性を担保するために、努力義務ではあるが、適正な後見人候補者の育成やその家庭裁判所への推薦等といった地域の法定後見の運用に直接関わる役割が与えられている（老人福祉法 32 条の 2 等）。これに対して、都道府県の法律上の役割は、基本的には広域的な見地からの市町村に対する支援（利用促進法 15 条、老人福祉法 32 条の 2 第 2 項）という間接的な関わりにとどまっている。おそらく、こうした位置づけのみでは、地域の具体的な後見ニーズが都道府県までには届きにくいとともに、都道府県側としても具体的な所掌事務が見えづらいために余計に動きが鈍くなりがちなのではないだろうか。

仮にこの見方が的を射たものであるならば、成年後見制度の運用に直接的に関わる権能を都道府県に付与し、その役割を明確化することが有効な処方箋となるように思われる。そして、この都道府県の役割を良質な法人後見人の確保という、もう一つの喫緊の課題と結び付ける形で構築することができれば、まさに一石二鳥の政策となりえるだろう。これが本コラムの提言の狙いである。

i 平成 12 年度の比率については、最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況～平成 12 年 4 月から 13 年 3 月～」参照。平成 30 年の比率については、同「成年後見関係事件の概況～平成 30 年 1 月から 12 月～」10 頁のデータに基づき筆者が算出した。